

会 議 録
-------

会議の名称	令和5年度（2023年度） 第4回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和5年（2023年）12月14日（木）	10時00分から 12時00分まで
開催場所	市役所別館4階 第3委員会室(兼Web会議)	
出席者	明石一朗会長、明石隆行副会長、今森委員、上野委員、川村委員、 阪本委員、嶋田委員、津熊委員、遠竹委員、松浦委員、森田委員 勝川委員、草間委員	
欠席者	安田委員	
案 件 名	1. 市民意見聴取の結果等について 2. 枚方市人権尊重のまちづくり条例の改正について（答申） 3. 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の進捗状況について 4. その他	
提出された資料等の 名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 市民意見聴取の結果公表</li> <li>・資料2 （参考）市民意見聴取</li> <li>・資料3 答申（案）</li> <li>・資料4 令和4年度 人権尊重のまちづくり基本計画進捗状況（案）</li> <li>・資料5 （別冊）令和4年度 人権施策における取組一覧</li> <li>・資料6 今後のスケジュールについて</li> </ul>	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案件1について、委員の意見を資料1に反映して修正し、公表する。</li> <li>・案件2について、委員の意見を資料3に反映して修正し、答申する。</li> <li>・案件3について、委員の意見を次年度以降の進捗状況に反映する。</li> </ul>	
会議の公開、非公開 の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
会長	令和5年度第4回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。 それでは、事務局より会議の説明をお願いします。
事務局	<Web会議出席者へ会議進行についての説明> <配付資料の確認>
会長	事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いします。
事務局	本日の出席状況は、委員14名中、出席委員13名で、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。
会長	傍聴希望者の確認をいたします。傍聴希望者はおられますか。
事務局	傍聴希望者はいらっしゃいません。
会長	それでは、案件に入ります。 案件1「市民意見聴取の結果等について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	11月に市民意見聴取を実施しました。期間中の11月13日午後6時から説明会を開催し、市民が2人来られました。また、解説動画を市の公式Youtubeで公表し、視聴回数は91回でした。 説明会当日、参加者からご質問をいただきました。質問内容は、ヘイトスピーチの定義、条例案を見ることができるのか、人権啓発や教育はどこが行うのか、外国人や女性の人権の担当部署はどこか、といったものでした。 ご質問に対して、条例は意見聴取を踏まえてこれからまとめていくところなので、議会に提案する際、条例案として確認いただけること、人権啓発や教育については基本的には市が責任を持って行いますが、教育については学校や地域で学ぶものもあることをお答えしました。また、外国人や女性の人権の担当部署につきましては、人権に関する全般的に取り組みは人権政策室が行いますし、外国人に関係する国際化施策などは観光にぎわい部が担当するとお伝えしました。女性につきましても、取り組みに応じて、例えば、就労関係であれば商工振興課が、生活困窮であれば福祉の部署が担当させていただくこともあると回答させていただきました。 説明会については以上です。  <続いて、資料1 市民意見聴取の結果公表についての説明>
会長	今の説明につきまして、ご意見ご質問などございますでしょうか。
委員	市民意見聴取の結果公表にある2番目のご意見に対する回答ですが、一番強調したいのは「あらゆる人権侵害を許さない」と上段で書いているところです。それを踏まえますと、中段部分の「人権侵害が起こりにくいまちづくり」という表現は、抽象的で「どういうことなのかな」と思うので、例えば

	「起こさないまち」や「起こらないまち」のように、強く言い切った方がよいのではないかと思います。
会長	今のご意見について、事務局いかがでしょうか。
事務局	<p>「起こりにくいまち」とした理由を述べさせていただきます。人権侵害は良くないことだけでも、起こってしまうことがあります。他の人がしてしまうことを止めることは難しくても、自分たちが主体的に考えて、「許さない」とか、「されている人を守る」「行動を起こす」等、起こりにくい雰囲気づくりを目指すということで、「起こりにくいまち」とさせていただきます。</p> <p>一方で、委員がおっしゃったように、強い決意を持って「起こらない」とした方がよいのではないかという意見もあります。</p> <p>審議会の皆様の意見を踏まえてまとめたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
会長	審議会で「人権侵害を起こさない」あるいは「人権侵害を許さない」など、そういった文言に表現を変えるということで、委員の皆さんはご意見ございませんでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	<p>それでは、審議会としましてはこのような表現でいきたいと考えますのでお願いします。</p> <p>それでは、次の案件2に移りたいと思います。</p> <p>案件2「枚方市人権尊重のまちづくり条例の改正について(答申)」につきましては、本日の会議におきまして審議会の委員の皆様が取りまとめるものですが、委員の皆様のご意見が出やすいように、これまで審議会が出た意見や論点をまとめた資料作成を事務局にお願いしておりました。</p> <p>それが資料3の答申(案)です。</p> <p>それでは資料3につきまして、事務局からご説明よろしく申し上げます。</p>
事務局	<資料3 答申(案)について説明>
会長	それでは、答申(案)につきまして、皆様ご意見ご質問ございませんでしょうか。
委員	答申(案)の2ページの市民、事業者の役割という項目で、「人権尊重のまちづくりを尊重する」という文言が何度も出ています。1ページ目の「はじめに」にあるように「市民ひとりひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやる心豊かなまちづくりをする」ということが、一番大きなことだと思いますので、わかりやすい書き方にできないでしょうか。
会長	2ページの市民や事業者の役割等について、「尊重する」という言葉が複数出てくるので、表現を変えてはどうかというご意見でしたがいかがでしょうか。
事務局	ご意見につきましては、「はじめに」の部分を踏まえ、伝わりやすい表現で修正をさせていただきます。修正後の内容につきましては、改めて会長にご確認いただいたうえで、委員の皆様にお示しする方法を取らせていただきます。

	たいと思っております。
会長	委員の皆さま、よろしいでしょうか。
委員	その件についてですが、ちょうどその行の、「人権尊重のまちづくりを尊重することを「役割」とし」というところを「人権尊重のまちづくりに努めることを「役割」とし」としたほうがよいと思います。「尊重する」という言葉を「努める」とすることをご検討ください。
会長	今のご意見も踏まえまして、案文の修正を検討いただくこととします。 あと、本部会議で役割、責務という表現についてご意見をいただいたということでしたが、本審議会といたしましてはいかがでしょうか。 これまでの論議の中で、市民については役割ということで意識を促していくことが望ましいのではないかと、事業者は社会的責務や社会貢献という役割を踏まえて責務という表現がよいのではないかとということ等を取りまとめてきましたが、ご意見ございますでしょうか。
委員	今の箇所ではないですが、「はじめに」のところの下から2番目の段落にある「まち全体で封じ込める」という表現には「中に押し込めて、閉じ込める」というようなイメージがあります。人権に関しては「侵害しない」「心を広く持って」という意味合いを私は考えており、「封じ込める」となるとあまり良い印象を受けないので、「まち全体で許さない」などの表現の方がよいかと思いました。言葉の印象だけの問題でしたら申し訳ないですが。
会長	今のご意見いかがでしょうか。
事務局	はい、そのように受け取られることも想定できますので、ご意見を踏まえた表現でご審議いただければと考えます。
会長	確かに、「封じ込める」というと、解決に至らないような印象を受けます。一般的には人権侵害を「しない、させない、許さない」などの表現もございますので、ご検討いただきたいと思います。
委員	私も同じように思いましたので、ここはもう少し省いて、「市民が安心して暮らせる」といったような表現にしたほうがよいかと思います。 また、過去に実施された市民意識調査の結果について、「周りで人権侵害を見聞きしたときに何もしない、または同調した人が4割という実態が明らかになった」と書いてありました。ここは書き手の感情が入っている気がしますので、「という調査結果であった」としたほうが適当なのではないかと思えます。
事務局	確かに、少し思いが加わったようになっていますので、事実としてお伝えできるように書かせていただきます。
会長	他、よろしいでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	それでは貴重なご意見をいくつかいただきましたので、ご意見を踏まえて修正することといたします。  次の案件に移らせていただきます。

	<p>案件3「枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の進捗状況について」につきまして、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;資料4 令和4年度 人権尊重のまちづくり基本計画進捗状況（案）について説明&gt;</p> <p>&lt;資料5 （別冊）令和4年度 人権施策における取組一覧について説明&gt;</p>
会長	<p>今の説明について、ご意見ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>基本方向1、4ページの（2）地域における人権教育の充実の1つ目にある「認知症サポーター養成講座」について、令和5年6月に認知症等の基本法が成立しました。法律の趣旨は、認知症になった人は何もできなくなるという古い認知症観から、認知症になってもできることはたくさんあり、社会に参加でき、意見を表明できるという新しい認知症観に大きく転換したというもので、令和6年の初めくらいから施行されます。このため、周知啓発が令和5年度、6年度の取り組みに必要と思います。</p>
委員	<p>基本方向1、3ページの2.（1）のDV予防教育プログラムが、女性の分野になっていますが、デートDVなど女性から男性が虐待されている例もあります。女性の方が力を持って、男性に様々な物をプレゼントさせたり、だんだん男性が萎縮していったりという実態がありますので、男性に向けた教育も学校では必要ではないかと考えます。</p>
委員	<p>DV予防教育プログラムの実施校が10小学校、9中学校と数が少ない気がしますが、どういう形で実施しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>希望校に対して実施しています。ジェンダーやDV、性教育について、学校にはいくつかのプログラムがありますので、学校ごとにどのプログラムを活用するかを決めて取り組んでおり、この校数となっています。</p>
委員	<p>毎年、受講する学校は変わるのですか。</p>
事務局	<p>変わります。リピーターの学校もありますし、逆に今年は別の内容にしたいという学校もあります。</p>
会長	<p>他に、ございますでしょうか。</p>
委員	<p>2ページの（3）にある様々な人権問題で、12. 性的マイノリティ（LGBT等）と記載されているが、今はLGBTQやLGBTQ+という言い方がある。名称を検討いただければと思いました。</p>
事務局	<p>その記載は、計画を策定したときの表記に合わせていますが、市の事業もLGBT相談からLGBTQ+相談に、名称を変更するなどしています。用語説明でという方法もありますので、そのような形で対応させていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>4ページの（4）市職員向けの職員研修で、ハラスメントのことを書いていますが、ニュースなどでは、人間的にどうかと思う発言をしている人もいます。学校では学期に一回いじめ調査をしています。市では職員向けに同じように調査しているのでしょうか。</p>

事務局	市でもハラスメント調査を実施しています。ハラスメントの相談窓口や、弁護士などをつくる第三者機関もあり、相談窓口も、会計年度任用職員も含めて採用の際に広く案内しています。
委員	<p>相談窓口があっても、なかなか本心が言えない場合があります。例えば、市がカードを用意して、学校名と学年、名前、誰がいじめるのかとか、誰から虐待されているのか、そういったことを○をつけたり簡単に書いてポストに入れたら、市や教育委員会に情報が届くといった体制ができればよいと思います。文章を何行も書くには体力もいりますので、できるだけ簡略化した形で、市として対応できればよいと考えます。</p> <p>学校には道徳はありますが、人権の科目はありませんし、特別活動などで補うだけでは人権についての時間は足りていません。将来、枚方市が特区のようになって、不定期でも人権の科目を設けることができるような体制が取れたらよいですし、今はできなくても将来できることをいくつか考えていただければと考えます。</p>
事務局	<p>令和5年度から、いじめ対策の取り組みとして、SOS ミニレターのようなお手紙相談を開始していますので、来年度には令和5年度の取り組みとして、報告できます。子どもたちのニーズに合わせて、簡単に書けるお手紙を始めていて、実際、子どもから相談をいただいています。そのお手紙には1件ずつ専門職員等が対応しています。</p> <p>アプリについても令和5年度から児童生徒のタブレットに入れて本格実施しており、友達や勉強に関することなどの相談内容をチャット形式で打ち込めるようになっていきます。子どもたちが書いてきたものに、専門職員が対応していますので、取り組みを充実させながら、そして事業については教育委員会とも連携できるよう情報共有などもしていきたいと考えています。</p>
会長	基本方向1について、他にございませんでしょうか。
委員	企業等の人権教育の充実について、ほとんど行政関係の記載しかありません。事業者向けも書いてある部分はありますが、把握していないのか、ポリシーが少ないように思います。条例の見直しでも事業者の責務とするということなので、事業者においても何かもう少し行っていただければと思います。
事務局	昨年度の実績として把握しているのが少ないのが実情です。進捗管理をして分かったことですので、今回、審議会のご意見として書かせていただき、次回以降に反映していけたらと思います。
委員	担当課が把握できるように、各企業や事業者向けにアンケートなどは考えているのでしょうか。
事務局	どういった手法で、どういう風に企業を巻き込んでいくか、積極的に取り組まれるよう、また、把握する方法を検討する必要があると考えています。
委員	多くの取り組みをされていて素晴らしいと思いますが、当事者の声を聞く機会が少ないように思います。先日、私の職場で、人権研修があったのですが、そこで上がった声が、「障害者と触れ合う機会がない。初めて知った。

	<p>どうしたらよいかわからない。」というものでした。小学校で当事者の声を直接聴かせてもらう機会や、当事者が皆の前で話せる機会が増えたらよいと思います。</p>
会長	<p>表記についてですが、4ページの市民・関係機関向けの心のサポーター養成研修で、「オンラインで実施した」に、「オンラインで研修を実施した」とした方がよいと思います。</p> <p>次に、6ページの基本方向2に関しまして、ご質問ご意見ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>6ページのアンコンシャスバイアスというところですが、固定的な性別役割分担意識というのは、生き方、暮らし方、働き方に深くかかわっている課題です。多面的な視点で継続して啓発が必要なので、令和5年度以降も継続してほしいと思います。多面的な視点というのは、例えば、男と女の在り方や家庭内の家事を誰がするのか、育児や介護はどうするのかということです。職場内でもそういう役割分担意識がありますので、多面的な視点から市民にわかりやすく訴えかけていく取り組みが必要だと考えます。</p>
委員	<p>ヤングケアラーについて、行政では18歳までと捉えられていますが、18歳以上でも就職等に支障が出るということがあると思います。人権の問題となってきますので、今後のことにはなりますが、幅広くやっていただけたらと思います。</p>
委員	<p>様々な啓発イベントを企画していますが、イベントに参加してもらわないと、人権意識も育っていかないと思います。人権に関わるイベントへの参加を促すように、例えば、イベントに参加したら、ひらかたポイントがもらえるようにしてはどうでしょうか。市民が一人でも多く参加しないと、人権意識の醸成はなかなか図れないと思います。大事なことです、後回しになってしまうので、提案します。ご検討ください。</p>
事務局	<p>人権のイベントでもひらかたポイントがたまるイベントはありますが、今のご意見を踏まえ、従来とは異なるターゲットにも来てもらえるよう、別の取り組みでもひらかたポイントを活用できないか検討したいと思います。</p>
委員	<p>アンコンシャスバイアスという言葉の意味が分からなかったのも、この冊子を読んだ市民の内、どれだけの人が分かるのかなと思いました。</p> <p>7ページのヤングケアラーのコラムで、家族のお世話やお手伝いをしている子が何%となっていますが、勉強に差し支えるとか、そのために学校に行けないなどの補足がないと、家族の世話をしたり、洗い物をしたらだめなのかと捉えられかねません。</p>
会長	<p>アンコンシャスバイアスやデジタルサイネージには注釈が必要です。</p> <p>ヤングケアラーの挿絵もステレオタイプ的に見えます。女の子と赤のランドセルについても、違う挿絵があれば、変えたほうがよいと思います。</p>
事務局	<p>子ども家庭庁のホームページから挿絵をとっていますが、おっしゃる通り、男女の役割分担や、色、表現の問題がありますので、別の挿絵に変更したいと思います。</p>

委員	<p>ヤングケアラーの支援についてですが、令和5年度からは「枚方市ヤングケアラー等世帯訪問支援事業」というものが始まり、支援が必要なヤングケアラーがいる世帯を対象にホームヘルパーを自宅に派遣してもらえるようになっていきます。支援が必要な家族は介護保険や障害福祉サービス等ですでに使っている場合がありますが、時間等の制約や対象となる本人が在宅する必要があり使いにくい部分もあります。このサービスだと今まで使えなかった枠でもヘルパーを利用できるメリットを感じます。R5年からの事業なので、今回は対象外ですが。</p>
事務局	<p>来年度の進捗管理に書けるかもしれませんので確認しておきます。</p> <p>補足になりますが、お世話やお手伝いについては、国がアンケート調査をした際、「お手伝い」を入れなかったことによって実態よりかなり低い数値が出た反省から、「お手伝い」を入れた経緯があると聞いています。</p>
会長	<p>そうだとしたら、「日常的に行うことで、人権が侵害されているヤングケアラー」という書きの方が誤解しにくいと思います。一般的に、お手伝いや家事というのは、子どもの家庭の分担の一つということだと思うので。それが、結果として人権が侵害されているという表記に、委員のご意見を踏まえてしてもらえたらと思います。</p> <p>基本方向2に関してはよろしいでしょうか。</p>
委員	(意見なし)
会長	次に、基本方向3についてご意見をお願いします。
委員	8ページの文言で、重層的支援体制の説明が、「包括的支援体制だから」となっており、わかりにくいです。工夫できないでしょうか。
事務局	担当部署とも相談して、どう書くと伝わりやすいか調整します。
委員	SNSの実証実験と、生理用品の無償配置の実証実験のことを書いていますが、実験をしてどうだったか、それを踏まえてどうするのかということが書いてあれば、もう少し説得力が出ると思います。
委員	生理用品無償配置の目的は女性の貧困かと思っていたのですが、身体的性差を踏まえてとあり、意味がよくわかりません。
事務局	<p>困窮の目的で生理用品を配布する取り組みもしていましたが、その取り組みではなく、今回記載しているのは無償配置の取り組みです。</p> <p>例えば、生理は人によってはお腹が痛くなる、しんどいなどの女性特有の課題があり、そのことが女性の社会参画を阻害する原因にもなっています。女性トイレなどに生理用品を配置したのは、無償配置の取り組みを進めることで、性別により身体的に違いがあることをまずは知るため、気づく機会とするものです。</p> <p>市長をトップとする部長級以上の研修会で、生理用品を実際に触ってみたり、外部講師を招いて学んだりということを行った結果、「男性は生理の話題に触れてはいけないと思って会話をしなかつた。女性がそんなにしんどいとは知らなかつた。」という感想やいろいろな意見交換がありました。知らない場合、悪気なく、「さぼっている」などと言ってしまい、その人を</p>

	傷つけていることもあります。当事者でないとわからないことを知る機会をつくり、気づきになる取り組みとして実施しました。今年度から、本格実施として本庁舎の女性トイレに生理用品を置いてあります。枚方市の施設では困ったときに生理用品がありますよ、と言えるよう取り組みを進めていきたいと考えます。
委員	生理用品のところは、身体的性差の違いが分かりにくいので注釈を付けた方が理解が深まると思います。
委員	9ページの広報ひらかた多言語対応アプリで配信するのは、素晴らしい取り組みだと思いますが、配信に加え、外国人の感想や意見を聞く方法があればよいと思います。 2点目は、外国人に対する様々な配信や講座をしているので、これまでに実施している講座情報を配信してもよいのではないのでしょうか。
会長	6ページの「差別をしない」「差別を許さない」というところに、「差別をさせない」という表現を入れて、「しない、させない、許さない」としておけばよいと思います。 基本方向4について、ご意見ございませんでしょうか。
委員	高齢者や障害者で判断能力が低下した人の権利擁護が課題になっています。枚方市では枚方市社会福祉協議会が「こうけんひらかた」という権利擁護の中核機関をつくっていますので、そういったところと連携して、判断能力が低下した人の権利擁護をしてはいかがかと思います。
委員	ひらかた市民活動支援センターが市と協働し連携を進めていますが、所属している団体の活動がうまく活かされていないように思います。市民活動をしている団体、企業との連携ができる団体がたくさんありますので、連携を進めていただきたいと強く思います。
会長	貴重なご意見をたくさんいただきまして、今後に向けて反映させていただければと思います。そのほか、よろしいですか。
委員	(意見なし)
会長	それでは、次の案件に移りたいと思います。 案件4「その他」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料6 今後のスケジュールについて説明>
会長	今の説明について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	それでは、本日の案件は以上となります。 令和5年度の第4回枚方市人権尊重まちづくり審議会をこれをもって閉会といたします。